

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室  
TEL: 045-988-5155 FAX: 045-988-5165  
http://www.chukeirou.jp  
E-mail: chukeirou@gol.com

## CONTENTS

page		
1	昨年に続き、大幅引き上げ 最低賃金、全国平均 25 円アップの 848 円	
2	<b>特集1</b> 待ったなし！ 来年4月より本格的な影響 徹底調査！ 無期転換ルールにどう対応する？	6 <b>TOPICS</b> ●教育訓練給付、離職後最大 20 年まで利用可能に ●ストレスチェック 8 割超の事業場が実施
4	<b>特集2</b> 年末調整の作業を確認しましょう	7 人事労務の法律ミニ教室 基本給 20 ～ 25 万円で募集。 入社時に具体額を決定してもいい？
		8 活かしてますか？ 就業規則 これ以上の残業削減は無理… 変形労働時間制を検討しては？
		8 労務ひとこと 残業代請求は過去 2 年分→ 5 年分になる？

## 昨年に続き、大幅引き上げ 最低賃金、全国平均25円アップの848円

厚生労働省は8月17日、今年度の地域別最低賃金の改定額を発表しました。新しい最低賃金の全国過重平均額は前年度比25円増の848円となりました。ここ数年、大幅な引き上げが続いています。

改定後の額は737円（高知県、佐賀県など）から958円（東京）で、15都道府県で800円以上、3都府県

で900円以上となっています。

改定後の額は10月ごろから都道府県ごとに順次適用されます。

たとえば、10月1日より適用され

る場合は10月1日以降の勤務分については新しい最低賃金を下回ってはいけません。雇用する労働者の賃金の下限額を確認しましょう。

地域別最低賃金の額

(円)

都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額	都道府県	最低賃金額	引上額
北海道	810	24	石川	781	24	岡山	781	24
青森	738	22	福井	778	24	広島	818	25
岩手	738	22	山梨	784	25	山口	777	24
宮城	772	24	長野	795	25	徳島	740	24
秋田	738	22	岐阜	800	24	香川	766	24
山形	739	22	静岡	832	25	愛媛	739	22
福島	748	22	愛知	871	26	高知	737	22
茨城	796	25	三重	820	25	福岡	789	24
栃木	800	25	滋賀	813	25	佐賀	737	22
群馬	783	24	京都	856	25	長崎	737	22
埼玉	871	26	大阪	909	26	熊本	737	22
千葉	868	26	兵庫	844	25	大分	737	22
東京	958	26	奈良	786	24	宮崎	737	23
神奈川	956	26	和歌山	777	24	鹿児島	737	22
新潟	778	25	鳥取	738	23	沖縄	737	23
富山	795	25	島根	740	22	全国平均	848	25

地域別最低賃金(全国平均)の推移

